

令和2年4月16日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言による保育所等の利用について（お願い）

本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことを受け、4月9日付の通知にて、保育の規模を縮小するため、預かり対象のご家庭を示すとともに、家庭保育のお願いをしました。

皆様のご協力により、保育規模の縮小が図られているところではありますが、一方、国においては、人々の接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態の終息が可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すとされています。

8割程度の接触機会の低減（2割程度の受け入れ）のため、受け入れ対象家庭の制限をさらに要請することとしましたのでご協力をお願いいたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大変なお願いです。
どうぞよろしくお願ひいたします。

記

1 期間

令和2年5月6日（水）まで

2 お預かりする対象となるご家庭・・・（保育の規模を縮小することによるもの）

どの業種・家庭についても、可能な限り、休暇を取得したり、親族等の協力を得たりして、延長・夜間等も含め施設の利用を控えてください。以下の通り、お預かりする対象となる家庭を制限します。

（1）両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者

（2）ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭（他の親族等にも依頼できない場合）

に限り受け入れる。

※各施設の受け入れを登録児童数の2割程度を目指すこととし、原則（1）、（2）のご家庭に限った受け入れとします。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局 保育所等（保育課 582-2412）

放課後児童クラブ（子育て支援課 582-2410）

幼稚園・認定こども園（幼稚園・こども園課 582-2550）

新型コロナウイルス感染症の終息に向けた家庭での保育のお願い

北九州市長 北橋 健治

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が福岡県に発令されたことに伴い、保育所や放課後児童クラブをご利用の皆さんには、できる限り家庭での保育を行っていただくよう、お願いしておりました。

こうした中で、日々の保育に励んでおられる職員の皆様に、敬意を表すとともに、多くの方々のご協力に心からお礼申し上げます。

本市においては新型コロナウイルス感染拡大防止対策に、全力を尽くしておりますが、事態の終息には至っていない状況です。

感染拡大を防ぐためには、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避ける必要があるとされていますが、現状を開拓するためには、これをより一層徹底する必要があります。

また、国は、人々の接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態の終息が可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すとしています。

本市では、8割程度の接触機会の低減を目指し、受け入れ対象家庭の制限をさらに要請することにしました。具体的には、保育所等でのお子さんの受け入れについて、両親ともに医療従事者、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限りお子さんの受け入れを行うこととしました。

利用者の皆さんには、これまで以上に大きな負担をお掛けしますが、市民のいのちと健康を守るための、苦渋の決断であります。

また、この取り組みを推進させるためには、事業者の方々のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、事業者の方々には、子育て中の従業員の休暇取得や、休暇取得の際は「小学校休業等対応助成金」の活用等について、特段のご配慮をお願いします。

新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を抑止するためには、まさに今が正念場です。1日でも早く、平穏な日常生活が戻るよう、市民の皆様と一緒に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。